

電化厨房機器における 「定格消費電力」の 統一表示について

公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成28年版が公示されました。以下に、その内容をお伝えするとともに、製造者様の皆様に「定格消費電力」と統一表示していただくよう推奨いたします。

Contents

1. 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成28年版 について

H29年4月1日より、「業務用厨房熱機器等性能測定基準」
((一社) 日本厨房工業会) に移行されました。

2. 「電化厨房機器性能指標基準」(JEHC基準)について

3. 「定格消費電力」の用語の統一について(推奨)

4. 推奨する「定格消費電力」の表示方法

1. 公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編)平成28年版 について

- (1) 電化厨房機器に関わる改定内容
- (2) 改定理由
- (3) 対象機器

1. 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）平成28年版（標準仕様書）について

（1）電化厨房機器に関わる改定内容

公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）平成28年版（国土交通省大臣官房官庁営繕部。以下、「標準仕様書」といいます。）が国土交通省のホームページで掲載され、その「第6節 厨房機器 1.6.1一般事項」に表1のとおり(i)項が追加されました。

表1 標準仕様書「第6節 厨房機器 1.6.1 一般事項」抜粋

- (a) 本節は、厨房機器(床置形に限る。)のうち本項で規定する板金製品、熱調理器、食器洗浄機、低温機器について適用する。
- ⋮
- (h) 電気用品安全法の対象機器については、当該法令の定めによる。
- (i) 「電化厨房機器性能指標基準」((一社)日本エレクトロヒートセンター)の対象機器については、定格消費電力の算出は当該基準による。

今回 (i)項
を挿入

H29年4月1日より、「業務用厨房熱機器等性能測定基準」
((一社) 日本厨房工業会) に移行されました。

1. 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成28年版(標準仕様書)について

(2) 改定理由

H29年4月1日より、「業務用厨房熱機器等性能測定基準」((一社) 日本厨房工業会) に移行されました。

従来から電気用品安全法※1の対象機器(定格消費電力10kW以下)については、「定格消費電力」の表示が定められていましたが、「電化厨房機器性能指標基準」((一社) 日本エレクトロヒートセンター、以下「JEHC基準」という。)※2により10kWを超える機器に対しても「定格消費電力」の定義が統一されたためです。
([図1](#)参照)

※1:「定格消費電力」の表示については、「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第八」に定められていますが、ここでは便宜上「電気用品安全法」と呼びます。

※2:「電化厨房機器性能指標基準」は、(一社) 日本厨房工業会の「業務用厨房熱機器等性能測定基準」に移行され、ホームページで公開しています。<http://www.jeh-center.org/standard.html>

図1 「定格消費電力」の定義における 電気用品安全法とJEHC電化厨房機器性能指標基準の関係

電気用品安全法
(10kW以下の機器)

(一社)日本エレクトロヒートセンター
(JEHC)

電化厨房機器性能指標基準
(10kWを超える機器も含む)

H29年4月1日より、「業務用
厨房熱機器等性能測定基準」
((一社) 日本厨房工業会)
に移行されました。

1. 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成28年版(標準仕様書)について

(3) 対象機器

H29年4月1日より、「業務用厨房熱機器等性能測定基準」((一社) 日本厨房工業会) に移行されました。

JEHC基準の対象機器は「電化厨房機器性能指標基準」(JEHC基準)の13品目ですが、標準仕様書の対象機器は表2の6品目の機器となります。

表2 標準仕様書「第6節 厨房機器 1.6.1 一般事項」(i)項の対象機器名

1. 電気レンジ、電気テーブルレンジ
2. 電気揚物器(フライヤ)
3. 電気炊飯器(立体炊飯器)
4. 電気焼物器(オーブン形(スチームコンベクションオーブンを含む)、開放形)
5. 電気煮炊釜
6. 食器洗浄機

2. 「電化厨房機器性能指標基準」 (JEHC基準)について

H29年4月1日より、「業務用厨房熱機器等性能測定基準」
((一社) 日本厨房工業会) に移行されました。

2. 「業務用厨房熱機器等性能測定基準」 (日本厨房工業会基準) について

平成15年10月に一般社団法人日本エレクトロヒートセンター(当時、日本電熱協会)の電化厨房委員会において、電化厨房機器性能指標基準が作成されました。それは、回転釜、フライヤなどの業務用厨房熱機器、ならびに食器洗浄機および食器消毒保管庫において、調理能力、立上り性能、熱効率、消費電力量などの性能指標を標準化し、使用者や設備設計者の評価に資することを目的としたものでした。その後、関係者の改善提案を織り込みながら改訂を繰り返し、平成27年9月に改訂6版に至りました。

平成26年4月にエネルギー基本計画が閣議決定されるなど省エネルギー社会の実現が叫ばれ、厨房業界に対しても省エネルギー化の要望が益々強くなり、ガス・電気に共通する性能測定基準が求められるようになりました。

それらの要望に応じて、一般社団法人日本厨房工業会が中心となり、電化厨房機器性能指標基準をベースにした検討を行い、平成29年4月、業務用厨房熱機器等性能測定基準(以下、本基準という)の作成に至りました。

本基準の運用に伴って、電化厨房機器性能指標基準は、本基準に吸収され、引き継がれるものです。

詳しくは(一社)日本厨房工業会のホームページをご参照下さい。

http://www.jfea.or.jp/index05/index05_5.html

3. 「定格消費電力」の用語の統一 について(推奨)

(1) 用語統一の理由

(2) 用語統一のご提案

3. 「定格消費電力」の用語の統一について (推奨)

(1) 用語統一の理由

電気用品安全法では、従前より「定格消費電力」が定義され、対象機器(定格消費電力10kW以下)においては製品本体に貼付される「製造銘版」に「定格消費電力」を表示することが義務づけられていますが、対象機器以外については、各製造者様にて様々な呼称で表示されている現状があるため、誤解が生じるおそれがあります。

3. 「定格消費電力」の用語の統一について (推奨)

(2) 用語統一のご提案

「定格消費電力」と用語を統一することで、調達担当者の方が容易に確認することができます。

この機会に全ての電化厨房機器を「定格消費電力」に用語を統一していただくことが得策ではないかと考え、弊センターとしては用語を統一することを推奨いたします。

用語統一に関しては法令等ではなく、「義務」ではありません。表示にあたっては各製造者様のご判断にお任せいたします。

4.推奨する「定格消費電力」 の表示方法

- (1) 単品図(外形図)における表示方法
- (2) 「製造銘板」における表示方法
- (3) 「カタログ」「取扱説明書」等出版物への表示について
- (4) レイアウト図・機器リスト表への表示について

4.推奨する「定格消費電力」の表示方法

(1) 単品図(外形図)における表示方法

承認図となる単品図(外形図)は契約書の一部とみなされるため、明確に「定格消費電力」と表示して下さい。(表3の表示例参照)

「定格消費電力」と表示することで、「定格消費電力の算出は電気用品安全法およびJEHC基準による」ことが公的機関の調達担当者に明確に伝わります。

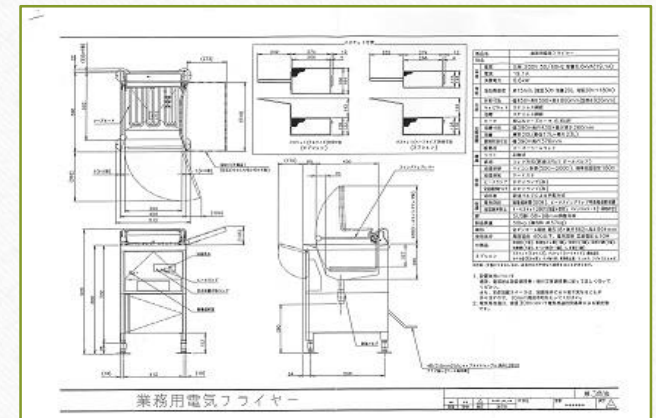


表3 単品図（承認図）での表示例

...	...
定格電源	単相 200V 50/60Hz
定格消費電力	13.5kW
...	...

...	...
定格電圧	単相 200V
定格周波数	50/60Hz
定格消費電力	13.5kW
...	...

...	...
定格電源	単相 200V 50Hz専用
定格消費電力	電動機 3.5kW 電熱装置 13.5kW
...	...

← 食器洗浄機の表示例

電気用品安全法「別表第八」の「附表第六 電気用品の表示の方式」に準じた表示。

4.推奨する「定格消費電力」の表示方法

(2)「製造銘板」における表示方法

製造銘板における表示は、原則として「電気用品安全法
法令業務実施ガイド(第2版)～製造・輸入事業者向け～
※3」(H26.1.1経済産業省・製品安全課)に準じた表示として下さい。(表4参照)



※3のURL:http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/pse_guide.html

表4 「製造銘板」の表示例

品名: ××××××
型式: ××××-××
製造年月: H××年××月
製造番号: ×××××
製造者名: ××株式会社
相: 三相
定格電圧: 200V
定格周波数: 50Hz/60Hz
定格消費電力: 13.5kW

品名: ××××××
型式: ××××-××
製造年月: H××年××月
製造番号: ×××××
製造者名: ××株式会社
三相, 200V, 50Hz/60Hz, 13.5kW

「電気用品安全法 法令業務実施ガイド(第2版)～製造・輸入事業者向け～※3のP.66に準じた表示例

品名: 電気食器洗浄機
型式: ××××-××
製造年月: H××年××月
製造番号: ×××××
製造者名: ××株式会社
相: 三相
定格電圧: 200V
定格周波数: 50Hz専用
定格消費電力 電動機: 3.5kW
電熱装置: 13.5kW

電気用品安全法「別表第八」の「附表第六 電気用品の表示の方式」に準じた電気食器洗浄機の表示例

注: 電気用品安全法の対象機器に関しては、PSEマークの表示が法により義務付けられています。

4.推奨する「定格消費電力」の表示方法

(3)「カタログ」「取扱説明書」等出版物への表示について

カタログ、取扱説明書などの出版物への表示は次回リニューアルのタイミングで検討し、順次統一されることをお勧めします。

なお、文字数の制限などの都合で「定格消費電力」と記載できない場合は、例えば、本編では「消費電力」と記載し、巻頭や巻末に「本カタログに記載の「消費電力」とは、電気用品安全法および(一社)日本エレクトロヒートセンターが制定する「電化厨房機器性能指標基準」に基づく「定格消費電力」のことです。」と注記するなどを推奨いたします。

4.推奨する「定格消費電力」の表示方法

(4)レイアウト図・機器リスト表への表示について

レイアウト図・機器リスト表は電源工事のための「指図書」としての用途で作成されるものであり、機器の性能を示すものではないため、特に「定格消費電力」と表示する必要はないと考えます。

お問い合わせ先

一般社団法人 日本エレクトロヒートセンター
企画部

電話：03-5642-1640

メールでのお問い合わせは下記のホームページからお願いします。

<http://www.jeh-center.org/contact.html>